最終更新日：2015年6月19日

富士古河E＆C株式会社
代表取締役社長　籾井 丈一郎
問合せ先：取締役経営企画本部長　小田　茂夫
証券コード：1775
http://www.ffec.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経済利益の創出とグループ企業価値の最大化を図り、グループ経営を強化することにより、社会や株主・投資家に貢献していくことを経営の基本方針としております。
これに資するものとして、適時適切な情報開示によって経営の透明性、健全性および迅速な意思決定の向上を図ることで、株主の権利・利益を守るとともに、株主以外のステークホルダーとの円滑な関係を構築する上で欠かせないコーポレート・ガバナンスを充実させることが、経営上の最重要課題の一つであると位置づけています。
また、コンプライアンスに関しましては、企業の行動に対し従来以上に社会の厳しい目が注がれているなか、リスクマネジメントと内部統制という観点から、当社グループを取り巻く諸法令・社会的規範等の遵守徹底を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士電機株式会社	20,790,925	46.07
古河電気工業株式会社	9,097,400	20.16
富士古河E＆C社員持株会	1,927,885	4.27
富士通株式会社	859,940	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	466,000	1.03
株式会社横浜銀行	304,400	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	240,000	0.53
小池文章	181,400	0.40
吉永英隆	160,000	0.35
朝日生命保険相互会社	151,800	0.34

支配株主(親会社を除く)の有無	古河電気工業株式会社
親会社の有無	富士電機株式会社 （上場：東京、名古屋、福岡）（コード） 6504

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は、2015年3月31日現在のものです。
2. 上記のほか、当社保有の自己株式154千株(0.34%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は親会社グループ唯一の施工会社でありますが、取引条件等については一般取引と同様としております。また、親会社グループからの事業活動を行う上での制約事項はなく、自ら経営責任を持って事業を行い、親会社グループ外への販路拡大にも努めており、上場企業として独立性を確保し、公正かつ適正に対応しております。
当社は、富士電機グループに属していますが、常にすべての株主へ公平な情報開示を行うべく、企画部および財務経理部を中心として適時開示規則のチェックを行っており、一部の株主へ偏った情報を開示することが無いよう努めております。また、適時開示情報は、直ちに当社ホームページに掲載するなどして、迅速かつ容易に株主はじめその他のステークホルダーの皆様が知り得る体制をとっています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループは、親会社グループの主として各種プラント設備製品の施工設計ならびに現地工事の施工を受け持つとともに、親会社グループより電気機器等の仕入れを行っております。親会社グループ各社は当社グループの主要顧客であり、平成27年3月期における親会社グループからの受注高は15%程度となりますが、一方で当社グループは、独自の市場や顧客の獲得に注力しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川島 清嘉	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川島 清嘉	○	―	弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から当社の経営の監督機能の強化の役割を担うとともに、取締役会等において経営全般について助言・提言をいただくことにより、業務執行に係る意思決定の妥当性・適法性確保に貢献いただけるものと考えております。 また、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める項目に該当するものはありません。 以上を踏まえ、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	なし

任意の委員会の有無	

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人及び内部監査部門と、適宜情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にしており、監査の実効性と効率性の向上を図っております。
また、社外取締役と連携を図って、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
篠崎　俊夫	他の会社の出身者				○									
伊藤　隆彦	他の会社の出身者				○					△				
荒田　和人	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠崎　俊夫		1975年富士電機製造株式会社（現、富士電機株式会社）入社。現在、親会社富士電機株式会社常勤監査役。 なお、本年5月1日付で施行の改正会社法により、篠崎氏は社外要件を喪失することとなりますが、経過措置期間により平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時までは改正前会社法が適用されるため、社外監査役として届出を行っております。	富士電機グループにおいて要職を歴任し、企業経営に対する高い見識と監督能力を有しており、グループ監査体制の強化と情報交換等に有益であると判断しております。
			古河電気工業グループにおいて要職を歴任し、現在は古河電気工業株式会社常勤監査役

伊藤　隆彦	○	1974年古河電気工業株式会社入社。 現在、同社常勤監査役および富士電機株式会社社外監査役。	であるなど、企業経営に対する高い見識と監督能力を有しており、独立した立場からの監査の充実と情報交換等に有益と判断しております。 なお、同氏が監査役を務めている古河電気工業株式会社は当社の主要株主でありますが、売上では全体の数%、仕入れでは全体の0.6%程度と、同社に対する依存度は希薄であり、当社への影響は非常に軽微であるため、利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
荒田　和人	○	―	公認会計士および税理士の資格を有しており、会計監査経験に基づく高い識見を有しております。同氏は、平成23年8月まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属しており、当社と同監査法人との間には、監査報酬等の支払の取引がありますが、その監査報酬等は、同監査法人の総収入に占める割合が0.1%にも満たない僅少なものであります。また、同氏は、平成14年度まで同監査法人において当社の監査業務に携わっておりましたが、以降一切当社の監査業務に携わっておらず、同氏は独立性を充分に有していると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
なお、本年5月1日付で施行の改正会社法により、伊藤氏は社外要件を喪失することとなりますが、経過措置期間により平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時までは改正前会社法が適用されるため、独立役員および社外監査役として届出を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、委任契約の報酬、提供する労務の対価という性質のもので、現在のような変化の激しい経営環境の下では、業績連動型報酬やストックオプション制度が、取締役の職務へのインセンティブにつながるとはいい切れないものと考え導入しておりません。
ただし、取締役賞与につきましては、業績を充分に加味したものとしており、報酬全体としては、一定の業績との連動性を確保しております。
また、常勤取締役は、株式累積投資制度を利用して自社株の取得に努めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額 60百万円（6名）

（注）
1. 当事業年度末の取締役は8名（うち社外取締役1名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成26年6月20日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおり、また、無報酬の取締役3名を含めていないためであります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役、監査役の報酬は、株主の皆様の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。
これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。
なお、本方針は、当社の取締役会の決議および監査役の協議によって定めております。
(1)常勤取締役
各年度の業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬は、次のとおりの構成、運用といたします。
・定額報酬
役位に応じて、あらかじめ定められた固定額を支給するものといたします。なお、常勤取締役については、自社株式取得を積極的に推進するため、役位に応じて本報酬額の一部を株式累積投資に拠出するものといたします。
・賞与
各年度の業績との連動性を明確にした基準に従い、支給するものといたします。
(2)非常勤取締役および監査役
非常勤取締役および監査役は、職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬は、定額報酬として、役位に応じてあらかじめ定められた固定額を支給するものといたします。
なお、非常勤取締役および監査役の自社株式の取得は任意といたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役および社外監査役をサポートする担当セクションは、経営企画部門です。
社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の都度、資料の配付、説明等を行うほか、適宜必要な情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、経営監督、重要な意思決定を担う取締役会を設置しております。取締役は8名と少人数体制であり、事業年度における経営責任の明確化、および環境変化に迅速に対応できる経営体制とするために、取締役の任期は1年としております。取締役8名中1名を社外取締役としており、監督機能を強化しております。取締役会は原則毎月1回開催し、重要事項の決裁のみならず、経営方針等について活発に議論を行っております。
また、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と執行機能を分離しており、執行役員を中心とした経営会議を原則毎月2回開催し、より具体的でスピーディーな経営判断がなされるよう図っております。
また、当社は、監査機能として監査役会を設置しております。監査役は4名であり、長年にわたる経理部門・経営管理部門の経験、会計監査の経験を有しており、財務および会計に関する相当の見地を有するものであります。監査役4名中3名を社外監査役としており、監査役機能の充実によって、経営の監査機能の整備・強化を図ることができるものと考えております。監査役は、取締役会および経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し、客観的な立場から意見を表明するとともに、意思決定の適法性や妥当性、業務執行状況の監査を行っております。
内部監査は、社内組織として監査室が設置されており、社長直轄、かつ、他部門からは独立した部門として組織され、専任者6名を置いております。監査室は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行い、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性の確保を図っております。
会計監査人監査は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任しており、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けております。なお、平成27年3月期の会計監査における業務執行社員は、伊藤正広氏、大屋誠三郎氏の2名であり、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
内部監査部門、監査役、および会計監査人は、適宜相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にしており、監査の実効性と効率性の向上を図っております。
さらに、全社横断的に法令遵守の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置しております。リーガルリスクについては、経営企画本部にて一元管理することとしており、重要な法務問題は、顧問契約を締結している法律事務所等に適宜相談を行い、対応しております。
また、当社には、当社グループ社員からの社内通報を受け付ける内部通報制度が設置されており、当社グループにおけるコンプライアンスの維持と、グループの健全な発展を目指した実効ある運用が図られております。
当社としましては、これらの施策により、コーポレート・ガバナンスの充実を確保できると考え、当該体制を採用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「現状のコーポレートガバナンス体制の概要」に記載のとおりです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を回避するよう努めており、2014年は6月20日に、2015年は6月19日に開催しました。
その他	招集通知等を当社ホームページに掲載しております。 また、開催場所を本店所在地（川崎市）で行うなど、株主の利便性を考慮しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2014年は5月28日、11月27日に年度決算および第二四半期の決算説明会を、2015年は5月27日に年度決算説明会を開催し、今後も年2回以上継続して実施する予定であります。 また、アナリスト、機関投資家との個別ミーティングを積極的に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、事業報告書、招集通知、決議通知、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部企画部（連絡責任者：企画部長 杉山亨、事務連絡担当者：企画部主幹 舩山裕憲、同マネージャー 鈴木朗、同　山口宏和）にて担当しております。	
その他	報告書などは、株主に見やすいようカラー刷りとし、グラフなども取り入れて視覚的に理解を助けるよう工夫しております。 また、適宜ホームページを見直すなど、株主をはじめステークホルダーの方々に当社の状況をわかりやすく説明するよう心がけています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章に、ステークホルダーの尊重、コミュニケーション活動等について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動についてはISO14001を取得しております（2016年12月16日）。 CSR活動については、企業行動憲章に社会貢献活動を行う旨、謳っており、東日本大震災復興支援ボランティア活動を毎年行っております。 また、コンプライアンス委員会を通じて、全社にコンプライアンス・プログラムを展開しております。
その他	〈女性の活躍の取り組みについて〉 当社は、女性の意見を取り入れながら、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備に取り組んでおります。 また、採用では国内外を問わず、女性技術者の積極的な採用活動を推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

次のとおり取締役会において、決議しております。

当社は、地球社会の良き企業市民として、地域・顧客・パートナー等、当社のステークホルダーとの信頼関係を深めながら、長年にわたり蓄積した豊富な技術とノウハウをベースに、総合設備企業として社会への貢献を行い、それらを通じて企業価値の最大化を追求し、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針とする。この基本方針を具現化するため、次のとおり当社における業務の適正を確保するための体制の整備を図る。

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a.当社は次のとおりの機関体制とする。
・経営責任の明確化と、経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会までとする。
・経営の透明性、監視・監督機能の充実を図るため、社外から取締役・監査役を招聘する。
b.当社の取締役は、使用人に対し、経営理念および全役職員の行動規範である富士古河E&Cグループ企業行動憲章の精神を繰り返し説き、その徹底を図る。
c.コンプライアンス規程およびコンプライアンス・プログラムに基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。
・当社のコンプライアンス担当役員が委員長を務めるコンプライアンス委員会において、当社を取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図る。
・当社の事業活動に関わる規制法令毎に社内ルール、日常監視、監査、教育等を体系化したコンプライアンス・プログラムを制定し、これに基づき使用人に対し遵法教育を実施する。
・通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社の使用人から当社の社長への通報を容易にする内部通報制度を整備し、法令、定款、または社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図る。
・上記体制の確立および推進により、グループ各社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
d.社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含め内部監査を実施する。

(2)取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
・文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行にかかる記録等その他重要文書の保存および保管に関する責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定める。また、当該規程の制定、改廃においては、当社の監査役と事前に協議する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.当社の事業上のリスクを組織的・体系的に管理するためリスク管理規程を制定し、適切なリスク管理体制を整備する。
b.大規模自然災害等の緊急事態の発生に対処するため緊急時対応要領を制定し、危機管理担当役員、緊急事態発生時の連絡体制および対策本部の設置等を定め、緊急事態による発生被害の極小化を図る。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
a.取締役会決議により取締役の業務執行担当を定めるとともに、取締役会規則、決裁権限規程により、当社の業務執行に関する意思決定等の権限を明確にする。
b.各年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

(5)財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に定める当社および当社グループに係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「富士古河E&Cグループの財務報告に係る内部統制運営規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を各社の取締役会に報告する。

(6)当該株式会社その親会社および子会社における業務の適正を確保するための体制
a.富士電機グループの一員として、グループ経営理念を共有するとともに、上場会社として、富士電機グループからの経営活動の独立性を確保し、株主価値の最大化を図る。
b.当社グループは、当社事業部門長や子会社の代表取締役等が参加し、グループ全体の経営戦略、経営方針等についての審議・報告と、グループの経営状況をモニタリングするための会議を定期的に開催し、運用する。
c.グループ各社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図る。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役は、職務執行上必要に応じて総務部門および内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人はその補助業務を取締役から独立して行う。

(8)取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
・監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため取締役および使用人の監査役に対する報告等に関する規程を制定する。当該規程において、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期報告および重要書類の回付等、取締役の職務の執行にかかる情報収集を可能とする具体的手段を定める。

(9)その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a.監査役の監査の実効性を確保するため、常勤監査役は、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることなどにより、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。
b.監査役は、内部監査部門および会計監査人との連携強化を図り、効率的な監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、法令その他社会的規範の遵守を経営上の重要課題と位置付けており、富士古河E&Cグループ企業行動憲章ならびに行動指針においてこれを宣言しております。
この理念の徹底、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・プログラムに基づく体制整備のための、コンプライアンス委員会活動、企業倫理ヘルプラインの設置等を通じて、反社会的勢力および団体の排除に向けて、組織的な対応を図ることを、内部統制システムの整備に関する基本

方針に定めております。
具体的な対応部門は人事総務部としており、警察当局・顧問弁護士等との連携を図るとともに、地域団体への加入等を通じた情報収集ならびに研修活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

「コーポレートガバナンス体制図」

